

令和 8 年

茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和 8 年 5 月 27 日（水）

令和 8 年第 5 回茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和 8 年 5 月 27 日（水）午後 2 時 00 分

茅ヶ崎市役所 本庁舎 4 階 会議室 3

○ 議事日程

- 第 1 議案第 26 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 2 議案第 27 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 第 3 議案第 28 号 非農地証明願について
- 第 4 議案第 29 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による意見聴取について
- 第 5 議案第 30 号 令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について
- 第 6 報告第 14 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分
の報告について
- 第 7 報告第 15 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の専決処分
の報告について

出席委員

1 番	石坂	豊治	君	8 番	原田	勝幸	君
2 番	齋藤	和子	君	9 番	廣瀬	正実	君
3 番	柿澤	博	君	10 番	野中	清	君
4 番	大竹	孝一	君	11 番	杉本	剛昭	君
5 番	小西	利章	君	12 番	朝倉	直芳	君
6 番	今井	英夫	君	13 番	村越	重芳	君
7 番	吉田	恵子	君	14 番	小澤	昇	君
区域 1	市川	芳男	君	区域 3	三橋	清高	君

欠席委員 6 番 今井 英夫 君

9 番 廣瀬 正実 君

事務局職員出席者

事務局長 岡崎 貴裕 君
局長補佐 鈴木 崇夫 君

午後 2 時06分開会

○議長（齋藤和子君） それでは、ただ今より令和 8 年第 5 回茅ヶ崎市農業委員会総会を開催いたします。なお、本日は、6 番今井英夫委員、9 番廣瀬正実委員より欠席届が提出されております。

よって、当総会は、委員数14名のうち、12名の委員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第 3 項の規定により、成立していることをご報告申し上げます。なお、本日は担当区域の推進委員にも出席いただいております。

最初に、議事録署名人をご指名申し上げます。3 番柿澤博委員、10 番野中清委員、以上のご両名によりしくお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従い順次審議をお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 1、議案第26号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番案件を上程いたします。

なお、質疑は報告後に一括して行います。

7 番吉田委員より報告をお願いいたします。

○7 番（吉田恵子君） 議案第26号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番案件をご報告いたします。

令和 8 年 5 月11日、事務局 2 名と、現地調査をいたしました。

～ 1 番案件について内容を説明～

申請地は、1 筆、畑、679㎡の内、121.5㎡でございます。

譲受人、譲渡人は議案書に記載のとおりでございます。

権利の種類は、区分地上権の設定です。

申請理由としましては、譲受人は、当該地の上部空間に営農型太陽光発電設備を引き続き設置するため、譲渡人は事業に協力するためです。

本申請は、過去に令和 2 年、令和 5 年と許可を得ており、許可期限が切れたため、再度申請を行うものです。

なお、区分地上権を設定する場合は、農地法第 3 条第 2 項ただし書きにおいて、第 2 項各号の許可要件は必要なく、例外的に許可することができることとなっております。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございました。

次に事務局より補足説明はございますか。

○局長補佐（鈴木崇夫君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

○3番（柿澤博君） 譲受人と譲渡人は、どちらも会社ですが、どういった会社ですか。

○局長補佐（鈴木崇夫君） 譲受人の法人は、営農型発電や農業コンサルタントなどの事業を行う会社です。その事業の中に農業法人の運営があり、その事業の展開として、譲渡人法人を子会社として持っています。いわゆるグループ会社です。代表取締役も同じ方が務められているという関係になっております。

○3番（柿澤博君） ここで太陽光発電をしているのか。

○局長補佐（鈴木崇夫君） はい、そうです。

○事務局長（岡崎貴裕君） 本件は、更新案件となっています。

○局長補佐（鈴木崇夫君） 令和2年が最初で、2回目の更新になります。

○5番（小西利章君） 全体面積の5分の1くらいの面積になりますが、一枚の畑のところどころに太陽光発電を設置しているということなのですか。

○局長補佐（鈴木崇夫君） はい、畑の上の部分に設置されています。

○5番（小西利章君） 太陽が動くので、それにつれて、そこそこ日が当たることで、農作物が出来るということですね。

○局長補佐（鈴木崇夫君） 現在、下で、農作を行いながら、その上にパネルを設置しているということです。

○5番（小西利章君） 下は農地として、認められるということなのか。

○局長補佐（鈴木崇夫君） はい。

○5番（小西利章君） 太陽光パネルの設置割合として、農地面積の何分の幾つといった規定はあるのですか。

○局長補佐（鈴木崇夫君） 特段、そのことについての規制は無いかと思います。当然、営農に支障がないようにして、しっかりと下で作物の耕作が出来るという状況にしなければいけません。

○事務局長（岡崎貴裕君） 次の議案の第5条の案件で、同じ譲受人と譲渡人の案件がありますが、支柱を立てる部分だけは、農地転用扱いとなりますので、3条と5条の両方の申請をしなければいけない制度となります。次の5条の案件は、支柱が設置された部分の

1.16㎡だけであり、支柱の部分以外は、農地として認められるということになります。

○5番（小西利章君） 作物によっては、太陽光に十分当てないと出来ないという作物もありますし、そんなに当たらなくて良いという作物もあるでしょうから、作物によっての規制というのは特になのか。

○局長補佐（鈴木崇夫君） 営農がしっかりとされるということであれば。今回の場所の作物は、葉物のレタスとかが作られています。

○区域3（三橋清高君） 水耕栽培で、野菜工場です。

○10番（野中清君） 完全な水耕ではないですね。

○区域3（三橋清高君） ロックウールとかですか。

○10番（野中清君） そうですね。

外に温室があって、その上にソーラパネルが乗っていて、温室の中にその支柱があるから5条が申請されることになります。

○10番（野中清君） 太陽光パネルにつながっている柱が何本か有って、それが1.16㎡ということになります。

○8番（原田勝幸君） 農地等立入調査証があるので、3回ほど、中を見たことがあります。

○議長（齋藤和子君） はい、市川委員。

○区域1（市川芳男君） 権利の種類で区分地上権とありますが、高さはいくつと決まっているのですか。

○局長補佐（鈴木崇夫君） 特段、高さ制限といった明確な決まりといったものは無いかと思います。

○議長（齋藤和子君） 他に、ご意見ご質問ございますか。

※上記の内容で良いでしょうか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第26号、農地法第3条の規定による許可申請について、1番案件を報告のとおり、許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第2、議案第27号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件を上程いたします。

なお、質疑は報告後に一括して行います。

7番吉田委員より報告をお願いいたします。

○7番（吉田恵子君） 議案第27号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件をご報告いたします。

令和8年5月11日、事務局2名と現地調査をいたしました。

～1番案件について内容を説明～

申請地は、1筆、畑、679㎡の内、1.16㎡でございます。

譲受人、譲渡人は議案書に記載のとおりでございます。

申請目的は、営農型太陽光発電設備の設置を継続するためでございます。

農地区分は、第2種農地、権利関係は賃借権の設定でございます。

本申請は、過去に令和2年、令和5年と一時転用許可を得ており、許可期限が切れたため、再度申請を行うものです。

施工につきましては、支柱を立ててパネル等の太陽光設備を設置します。

雨水処理につきましては、敷地内での自然浸透処理とします。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明はございますか。

○局長補佐（鈴木崇夫君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

○12番（朝倉直芳君） 3条申請は判りますが、5条申請がどうして必要になるのですか。

○局長補佐（鈴木崇夫君） 3条申請は、畑の上を使うことになりますので、権利の設定ということからの申請となります。一方、5条については、ソーラーパネルを建てるための柱、いわゆる支柱が畑の中に入るため、この部分に関して、農地転用が必要になりますので、5条の申請が出されたということになります。

○議長（齋藤和子君） 他に、ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第27号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件を報告のとおり許可相当として県知事に意見を送付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第3、議案第28号、非農地証明願について、1番案件を上程いたします。

なお、質疑は報告後に行います。

1番石坂委員より報告をお願いいたします。

○1番（石坂豊治君） 議案第28号、非農地証明願について、1番案件をご報告いたします。

今回、現況と登記地目を合わせるため申請されたものです。

令和8年5月11日、事務局2名と、現地調査をいたしました。

～1番案件について内容を説明～

1番案件の申請地は、1筆、登記地目畑、452㎡でございます。

申請者は、議案書のとおりでございます。

当該地は、10年以上前から住宅敷地となっており、農地として利用されることなく現在に至っております。「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」の「建築物又は工作物の敷地」に該当し、この事実を「航空写真」により、客観的に証明できることから、非農地要件を満たしております。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございました。

次に事務局より補足説明はございますか。

○局長補佐（鈴木崇夫君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

○13番（村越重芳君） 建築確認を取ったか、取らないか判りませんが、市街化調整区域になる昭和45年でしたか、その前に建てた建物ということで良いのですか。

○局長補佐（鈴木崇夫君） 建築確認が出ています。今回は、庭の部分の申請になります。いわゆる地目の変更をしていなかったという状況であり、今回の非農地証明の申請に至っ

たということになります。

○13番（村越重芳君） 登記地目が違ったということで、納税は、その分していたということで良いですね。

○局長補佐（鈴木崇夫君） 課税地目としては、はい、そうです。

○議長（齋藤和子君） 他に、ご意見ご質問ございますか。

○12番（朝倉直芳君） 非農地証明願について、農振農用地についてはだめだということですが、その根拠法令は何でしたか。もう一度お伺いしたいです。

○局長補佐（鈴木崇夫君） 「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」というものが出されておりまして、こちらに基づいて、審査を行います。その中で、農用地区域に設定されていないことというのが要件として掲げられているということになります。

○12番（朝倉直芳君） 農地法の運用指針ですね。

○局長補佐（鈴木崇夫君） はい。

○12番（朝倉直芳君） ありがとうございます。

○議長（齋藤和子君） 他に、ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第28号、非農地証明願について、1番案件を報告のとおり証明することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第4、議案第29号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見聴取について、1番から4番案件までを一括して上程いたします。なお、質疑は報告後、一括して行います。

区域3三橋委員より報告をお願いいたします。

○区域3（三橋清高君） 議案第29号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見聴取について、1番から4番案件をご報告いたします。

本案件につきましては、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会議が、農地を貸し付けるため、茅ヶ崎市に対し農用地利用集積等促進計画案の作成・提出について依頼し、農業水産課において計画案を作成したことから、農業委員会に意見を求められたものでございます。

本報告に係る借り手・地権者の住所及び氏名につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

～ 1 番案件について内容を説明～

1 番案件の農地は、7 筆、いずれも現況畑、合計919.39㎡でございます。

権利の存続期間は、令和8年8月1日から令和11年7月31日までとなり、3年間の更新を行うものです。

権利の種類は、賃借権でございます。

～ 2 番案件について内容を説明～

続いて、2 番案件の農地は、2 筆、いずれも現況畑、合計634㎡でございます。

権利の存続期間は、令和8年8月1日から令和11年7月31日までとなり、新たに3年間の設定を行うものです。

権利の種類は、使用貸借権でございます。

～ 3 番案件について内容を説明～

続いて、3 番案件の農地は、1 筆、現況田、1,247㎡でございます。

権利の存続期間は、令和8年8月1日から令和11年7月31日までとなり、新たに3年間の設定を行うものです。

権利の種類は、使用貸借権でございます。

～ 4 番案件について内容を説明～

続いて、4 番案件の農地は、2 筆、いずれも現況畑、合計1,115㎡でございます。

権利の存続期間は、令和8年8月1日から令和11年7月31日までとなり、3年間の更新を行うものです。

権利の種類は、使用貸借権でございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございました。

次に事務局より補足説明はございますか。

○局長補佐（鈴木崇夫君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

○13番（村越重芳君） 3 番案件の地権者は、相続人代表ですが、相続人代表の意味を教えてください。

○局長補佐（鈴木崇夫君） 本件は、農地中間管理機構を通しての事業となりますので、記載に関して、確認して、後ほどご報告いたします。

○議長（齋藤和子君） 他に、ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第29号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見聴取について、1番から4番案件を報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第5、議案第30号、令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、を上程いたします。

なお、質疑は報告後に行います。

事務局より、報告をお願いいたします。

○局長補佐（鈴木崇夫君） 議案第30号、令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について事務局よりご説明いたします。

本件は、農業委員会等に関する法律に基づき、昨年策定した本市農業委員会の令和7年度最適化活動の目標の設定等が7年度中にどれだけ達成できたかを公表することとなっているため、提案するものでございます。

右上に、「別紙様式5」と記載された「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」をご用意ください。

昨日、当日資料として配付させていただいた資料になります。お手元にありますでしょうか。

資料にはページ数が振ってありませんが、資料の1ページ目をご覧ください。

まず、「Ⅰ 農業委員会の状況（令和7年4月1日現在）」についてですが、注釈にて、「別紙様式1の内容を転記」と記載されておりますので、令和7年第3回茅ヶ崎市農業委員会総会にて、ご承認いただきました「令和7年度最適化活動の目標の設定等」における、該当する内容を転記しております。

続いて、1枚おめくりください。

「Ⅱ 最適化活動の実施状況」について、ご説明いたします。

始めに、「1 最適化活動の成果目標」のうち、「(1) 農地の集積について」ですが、こちらも、注釈にて①「現状及び課題」及び②「目標」について、別紙様式1を転記とさせていただきますので、先ほどと同様に転記させていただきます。

③「実績」についてですが、今年度の新規集積面積については、令和7年度内におきまして、農地法第3条許可、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権等の手続きにより、2.2haの農地を集積しました。このことから、その数字を、表の右側に移って、農地面積におきましては、耕地面積及び作付面積統計にて記載されております309haとしております。

表の2段目左側、今年度末の集積面積につきましては、今年度末の集積面積が72.8haとなっており、右側に移って、今年度末の集積率は、計算すると24.1%となりました。この結果、表の3段目、目標に対する達成状況は、105.7%となりましたので、このことから、農業委員会の点検結果としては、目標を上回る結果となったと評価しております。

続いて、「(2) 遊休農地の発生防止・解消」ですが、①「現状及び課題」、②「目標」を、別紙様式1より転記しております。ページをおめくりいただき、③「実績」としまして、令和7年度中に、委員の皆様を実施していただきました農地利用状況調査の結果及び意向調査の実施を記載しております。④「その他」といたしまして、遊休農地の面積、調査の時期等について記載しており、記載はされておきませんが、令和6年度は13.3ha、1号遊休農地がありましたが、7年度は13.2haとなり、0.1ha、6年度よりも1号遊休農地の面積が減ったこと、また、意向調査実施時に、中間管理事業の案内を同封し、農地の集積・集約化につなげた旨を、農業委員会の点検結果に記載いたしました。

続いて、「(3) 新規参入の促進」ですが、①「現状及び課題」、②「目標」を別紙様式1より転記しており、ページをおめくりいただき、③「実績」につきましては、令和7年度には、新規就農者1名が新たに参入しましたので、点検結果といたしましては、新規参入の促進を図った結果、新規就農者1名の参入した一方で、法人の参入がなかった旨を記載いたしました。なお、この③「実績」においては、所有者からの同意を得ていないことから、一部空欄としております。

続きまして、「2 最適化活動の活動目標」のうち、「(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標」については、記載どおりとし、「(2) 活動強化月間の設定」については、①の「目標」に対し、②「実績」として、本委員会としての活動強化月間の時期、取組項目、強化月間の結果について記載いたしました。

ページをおめくりください。

「（３）新規参入相談会への参加」についてですが、①の「目標」に対し、営農面談会や法人参入に伴う説明会への出席の実績を記載してございます。令和７年度に新規就農をする意向がありました１名を対象に実施した、相談会・面談会について記載しました。

以上のことから、農地の集積、緑区分の遊休農地の解消、新規参入の促進等の達成状況に基づいた、目標の達成状況の評語につきましては、「目標に対して期待を上回る結果が得られた」としております。また、推進委員等の点検・評価結果につきましては、最適化活動を実施する中で、ご提出いただきましたＡ３の様式３にて記載いただいた内容を反映し、表のとおりとしております。

ページをおめくりいただき、続いて、「Ⅲ 事務の実施状況」について、ご説明いたします。

こちらは、令和７年度総会・部会の開催実績や許可事務の処理期間のほか、事務局におきまして違反对応をした内容を記載してございます。

「１ 総会、部会の開催実績」については、総会の開催実績を、「２ 農地法第３条に基づく許可事務」については、件数、処理期間の平均日数を、「３ 農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）」については、先ほどと同様、件数、処理機関の平均日数を記載しております。

最後に、「４ 違反転用への対応」につきましては、県と協議しながら転用者に対して違反の是正指導はしましたが、是正につながらなかった旨を記載するほか、現状と実績について、記載いたしました。

本案につきましては、ご承認をいただければ、市のホームページにて公表する予定となります。

説明は、以上となります、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございました。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

○１４番（小澤昇君） 基本的なことをお伺いしますが、令和７年度とは、令和７年４月１日から令和８年３月３１日で良いですか。

○局長補佐（鈴木崇夫君） はい、ご認識のとおりです。

○１４番（小澤昇君） 令和７年度の実施状況についてですから、令和７年度中の内容が

記載されていますので、「Ⅰ 農業委員会の状況」が令和7年4月1日現在ではなくて、令和8年3月31日現在であれば、判るのですが、どうして、令和7年4月1日現在なのか。

○局長補佐（鈴木崇夫君） 令和7年度を迎えるにあたり、令和7年度の最適化活動の目標を設定することになっています。その目標を記載する帳票において、「Ⅰ 農業委員会の状況」は、令和7年4月1日現在を記載することになっています。

○14番（小澤昇君） 最初に、令和7年4月1日現在と記載されていて、中身については、令和8年3月までのことが記載されていると、どういう意味なのかと混乱してしまいます。

○局長補佐（鈴木崇夫君） 報告を求められている項目によって、時点が違うものがあり、わかりづらくはなっています。

○5番（小西利章君） 最後のページの「4 違反転用への対応」についてですが、0.5haの違反転用が認められたと記載されていますが、結果として、県と協議して、是正指導はしましたが、是正につながらなかったということで、要するに聞いて貰えなくて、違反したままになっているということですよね。

○局長補佐（鈴木崇夫君） 状況としましては、長らく違反が続いている状況になっています。

○5番（小西利章君） ペナルティーは、あるのですか。税制面であるとか。

○局長補佐（鈴木崇夫君） 例えば、その方が、他の所で農地転用することは認められないということがあります。引き続き、本件については、対応していかなければいけないということで、解消に努めていきたいと考えております。

○5番（小西利章君） 県と協議という内容は、現状復帰しろということですか。

○局長補佐（鈴木崇夫君） 違反の状態を是正するということを求めていることになりました。

○5番（小西利章君） これで済んでしまうのでは、やったもん得になってしまう。相当なペナルティーがあって、当然だと思います。判りました。

○議長（齋藤和子君） 他に、ご意見ご質問ございますか。

○12番（朝倉直芳君） 今の質問に関連して、要するに、是正指導したが、是正に繋がらなかった。非農地判定に持っていくという方法はないのか。

○局長補佐（鈴木崇夫君） 現状、この方は違反転用していますので、違反転用のものは

認められません。

○12番（朝倉直芳君） 違反しているから、非農地判定に持っていくということは、そもそも、無理な話ということですね。

○局長補佐（鈴木崇夫君） これを認めてしまうと小西委員のおっしゃったとおりやったもん勝ちということになってしまいますので、それは認められないということになります。

○12番（朝倉直芳君） はい、判りました。

○議長（齋藤和子君） 他に、ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第30号、令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、報告のとおり公表することを決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第6、報告第14号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、日程第7、報告第15号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、を一括して上程いたします。

事務局より報告をお願いいたします。

○局長補佐（鈴木崇夫君） 報告第14号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてご説明いたします。

本案は、農地法第4条第1項第7号の規定に基づく農地転用の届出でございます。

議案書は6ページのとおり、1番案件から4番案件までとなっており、転用の目的といたしましては、共同住宅敷地、駐車場敷地となっております。

いずれも、届出に必要な書類も完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

続きまして、報告第15号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてご説明いたします。

本案は、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用の届出でございます。

議案書は7ページから8ページのとおり、1番案件から19番案件までとなっており、転用の目的といたしましては、住宅敷地、駐車場敷地、道路敷地となっております。

いずれも、届出に必要な書類も完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

○議長（齋藤和子君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をおうかがいいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） ご質問がないようですので、報告第14号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、報告第15号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、までの報告を終わります。

それでは、議案第29号の後ほど報告していただくことになっていましたことについて、事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（鈴木崇夫君） 議案第29号の3番案件について、地権者の氏名の前に相続人代表と記載されていることについてですが、登記簿の名義が、まだ、被相続人の名義になっていること、また、当該土地以外にも相続対象の土地があることから、氏名の前に相続人代表と記載させていただいています。

○13番（村越重芳君） 相続土地の全体が登記されていないということからですか。

○局長補佐（鈴木崇夫君） はい、おっしゃるとおりです。

○13番（村越重芳君） いっぱい持っていますからね。

○局長補佐（鈴木崇夫君） 何筆かを持たれています。

○議長（齋藤和子君） 報告が終わりましたので、よろしいでしょうか。

以上で、本日の審議並びに報告事項はすべて終了しました。

慎重審議をいただき厚くお礼申し上げます。

それでは、以上をもちまして、令和8年第5回茅ヶ崎市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

午後2時49分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

議 長

委 員

委 員